

Q 1 1. 靈感商法の被害に遭わないために、どのようなことに気を付けばいいですか。相談できるところ、被害事例や対策を知ることができるところはありますか。

学生に宗教系サークル等であることを明かさずに「学生調査をやっているので協力してほしい」「人材育成サークルなので見学に来ないか」などと勧誘するケースや、知り合いに悩みを相談したところ集会に誘われ、「このままでは不幸になる」など不安をあおるようなことを言われて祈禱サービスなどの契約や宗教団体への高額な献金・寄附を迫られるケースがあります。

少しでも違和感を覚える勧誘を受けたら、その場では絶対に個人情報をお教えたり契約・支払をせずに、家族や以下の窓口にご相談ください。

○ 消費者ホットライン 電話番号：１８８

お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の消費生活相談窓口をご案内いたします。

消費生活相談窓口では、契約に関する専門知識などを持った相談員が問題解決に向けたアドバイスをします。必要に応じて弁護士や専門機関などを紹介したり、事業者との間に立ってあっせん（※）などを行います。

（※）あっせん：消費者と事業者との間の情報量や交渉力の格差を補うため、両者の間に入ってトラブルの解決に向けた支援をすること。

（受付時間）

地域によって異なりますので[こちら](#)から御確認ください。

（相談方法）

電話

（参考）

○ 消費者庁

靈感商法等の悪質商法対策に係る啓発チラシ

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_011/

○ 国民生活センター

開運商法に関する注意喚起等

https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen186.html

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20140609_1.html